

副本

令和4年(行ウ)第302号・同第446号、令和4年(行ウ)第383号

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

原告 ■■■■■ 外10名

被告 千代田区長 外1名

準備書面(3)

令和5年9月22日

東京地方裁判所民事第2部Bd係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

片岡由紀



同指定代理人

阿部孝敬



同

合田順



同

品治正



同

須貝誠一



同

鈴木亮



同

石綿賢一郎



同

山口和久



同

沼田 竜 輔



同

高木 裕 平



本書面において、被告らは、令和5年7月18日付け原告ら準備書面(3)（以下「**原告ら準備書面(3)**」という。）、及び同年8月4日付け原告ら準備書面(4)（以下「**原告ら準備書面(4)**」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

第1 原告ら準備書面(3)に対する反論

1 被告らが最高裁判所平成20年判決及び同平成25年最判の解釈を誤っているとの主張（原告ら準備書面(3)・3及び4頁）について

(1) 原告らの主張

原告らは、令和5年7月18日付け意見書（甲C40の1。以下「**本件意見書**」という。）に従い、大要、①被告らが、「本件契約（マ）が無効とされない限り、契約の履行として前払金や残代金を支出することは違法ではない」（同意見書・2頁参照）と主張していることを前提に、その主張は、最高裁判所平成20年1月18日第二小法廷判決・民集62巻1号1頁（以下「**平成20年最判**」という。）の解釈を誤っているものである、②本件と、平成20年最判及び最高裁判所平成25年3月21日第一小法廷判決・民集67巻3号375頁（以下「**平成25年最判**」という。）の事案とは、法的構図を異にしており、これらの判決を引用する被告らの主張は失当である旨主張する。

(2) 上記①の主張について

ア 本件意見書の記載及びこれに依拠する原告らの上記①の主張は、そもそも被告らの主張を正解しないものであり、その前提を欠いている。

イ すなわち、被告らは、平成20年最判及び平成25年最判を引用の上、仮に本件工事契約が違法に締結されたものであるとしても、同契約に基づく債務の履行として行われた本件前払金の支出（正確には、千代田区長が本件前払金の支出を阻止しなかったこと）及び本件残代金に係る支出命令が違法となるのは、(i) 同契約が私法上無効であるか、また、(ii) 無効と評価できない場合は、地方公共団体が「当該契約の取消権又は解除権を有しているときや」、「当該契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ」、客観的にみて当該公共団体が「当該契約を解消することができる特殊な事情があるとき」に限られる旨主張しているのであり（令和5年5月9日付け被告ら準備書面(2)（以下「被告ら準備書面(2)」という。）第2の2(1)イ(ア)・3ないし5頁、同第2の5(1)ア・15及び16頁参照）、本件前払金及び本件残代金の支出が違法となるのは、本件工事契約が私法上無効である場合に限られるなどと主張しているわけではない。

ウ また、原告らは、「契約が私法上無効が(マ)どうかは要件ではない」（原告準備書面(3)第2の1・3頁、本件意見書・2頁）としつつ、平成20年最判の判示の一部を引用した上で、被告らは、同判決の解釈を誤っている旨主張する。

「契約が私法上無効が(マ)どうかは要件ではない」との主張の趣旨は判然としないものの、被告らの主張する上記イの(i)及び(ii)の判断基準は、違法な契約に基づく支出

が違法となる場合として平成20年最判が判示する基準と何ら異なるところはなく、被告らは平成20年最判を正しく引用している以上、その解釈に何ら誤りはないというべきである（なお、同判決の掲げる判断基準が、本件にも妥当することは下記(3)で詳述する。）。

したがって、原告らの主張には理由がない。

(3) 上記②について

ア 平成25年最判の事案と本件の法的構図について

原告らは、本件が「先行する契約を前提としていない」事案であるとして、本件と平成25年最判の事案とは「全く法的構図が異なる」（原告ら準備書面(3)第2の2・4頁）とするようである。

なお、本件意見書においても、本件と平成25年最判の事案とは「異なる法的構図のものである」（本件意見書・4頁）とされているが、その理由は俄かに判然としない。

(7) しかし、本件訴訟（第1事件）において、原告らは、千代田区長が職員の違法な支出を阻止すべき指揮監督義務に反し、前金として1億円の「違法な支出を行わせた」として、被告に対し、千代田区長に対して損害賠償請求をすることを求め（第1事件請求の趣旨第1項。なお、本件訴状第2の7・19頁及び本件申出書第2の4(4)・41頁参照。）、また、被告課長に対しては、本件残代金に係る支出命令が「違法な行為」（法242条の2第1項）であるとして、当該行為の差止めを求めている（第1事件請求の趣旨第2項）と解される以上、本件は、本件工事契約を前提として、これに基づく本件前払金の支出及び本件残代金に係る支出命令の違法性

が問われている事案というべきである。

そして、このことは、被告らが、被告ら準備書面(2)第1の1(1)及び(2)(2頁)において、本件では、本件前払金の支出の違法性及び本件残代金の支出の違法性が争点である旨整理をしたところ、その点につき、原告らは「争わない」(原告ら準備書面(3)第1の1・2頁)としていることから明らかである。

他方、平成25年最判の事案が、先行する移転補償契約に基づく移転補償費の支出の違法性が問われたものであることは特段争いが無い。

そうすると、先行する支出負担行為に基づく支出に係る行為が問題とされている点において、同判決と本件の事案とで、その法的構図に何ら異なるところはない以上、同判決の射程は当然に本件にも及ぶと解するのが相当である。

- (イ) この点、本件意見書の記載及びこれに依拠する原告らの主張によれば、原告らは、本件訴訟では、本件工事契約そのものの違法性が問題となっているとする(本件意見書・4頁、原告ら準備書面(3)第2の2・4頁)。

かかる本件意見書の記載及び原告らの主張の趣旨は判然としないものの、上記のとおり、原告らの請求原因は、あくまで本件工事契約に基づく各支出行為が違法であることであり、本件工事契約が違法か否かということは、当該支出行為の違法性を基礎づける一事情として問題となるに過ぎない(ただし、本件工事契約が違法であったとしても、それによって直ちに同契約に基づく支出行為が違法となるわけではないことは繰り返し述べているとおりである。)

そして、その法的構図というのは、平成25年最判の事案（移転補償契約に基づく移転補償費の支出を基礎づける事情として、同契約の違法性が争われた事案）と何ら異なるところはなない。

イ 平成20年最判の判断基準を引用することについて

平成25年最判の調査官解説によれば、「支出負担行為たる契約が違法であっても私法上無効ではない場合において当該契約に基づく債務の履行としてされた支出命令の適法性について、その判断基準を明示的に判断したものであり、また、当該判断基準は、平成20年最判の事案を含め、地方公共団体が「債務を負担する契約を締結した場合にその債務の履行としてされる財務会計上の行為に妥当し得るとして、その射程範囲を明らかにしたものである」とされる（中山雅之・最高裁判所判例解説民事篇平成25年度97頁参照）。

そうすると、平成20年最判の判示した判断基準は、平成25年最判、さらには平成25年最判の事案と法的構図を同じくする本件においても同様に妥当するものであり、被告らが、その主張上、平成25年最判と併せて、平成20年最判を引用することに何ら不相当な点はないというべきである。

ウ 以上からすれば、本件意見書の記載は、結局のところ、平成20年最判及び平成25年最判の判示並びに本件の事案を正解しないものといわざるを得ず、これに依拠する原告らの主張にも理由がない。

(4) 小括

以上のとおり、平成20年最判及び同平成25年最判に係る原告らの主張には理由がない。

2 地方議会の議決が無効となる要件に係る主張（原告ら準備書面

(3)・4ないし13頁)について

(1) 前提

ア 原告らは、「地方議会の議決が無効となる要件」として本件意見書で掲げられている判断基準（本件意見書「4」・7及び8頁。甲C40の1）に即し、本件工事契約締結に係る本件定例会の議決（以下「**本件議決**」という。）が無効である旨主張するようである（原告ら準備書面(3)第2の3及び4・4ないし13頁）。

イ 上記判断基準の具体的な内容の適否はさておき、当該基準は、要旨、議会での答弁等に虚偽または不正確な内容が含まれる場合、これを前提としてなされた議決は無効とすべきとするものと解されるところ、それ自体は、本件議決を無効と解すべき根拠として、これまで原告らが主張してきた内容と特段変わるところがない。

そのため、上記判断基準に即してなされた原告らの主張は、結局のところ、従前の主張内容をほぼ繰り返すものであり、かかる主張に対する反論も、被告らがこれまで述べてきた内容にほぼ集約されるものである。

(2) 須貝課長の答弁について

ア 「今ある街路樹がその位置にあると整備できない」との須貝課長の答弁（甲B6・5頁）に虚偽ないし不正確な点がないことは既に述べたとおりである（被告準備書面(1)第3の2(2)・15及び16頁、被告ら準備書面(2)第2の1(1)ア・8及び9頁）。

イ この点、原告らは、①パーキング・メーターの設置権限は東京都公安委員会が有していること（道路交通法49条。なお、

「道路法」とある（原告ら準備書面第2の4(1)・6頁)のは、「道路交通法」の誤りであると思料する。)、②本件工事区間のパーキング・メーターの設置等に当たり、東京都公安委員会が道路管理者である千代田区長に対して意見聴取（道路交通法110条の2第3項）を行った形跡がなく、また、③東京都公安委員会が千代田区長に対して許可申請（道路法32条1項ないし3項）又は協議の申出（道路法35条）をした形跡がないことを理由に、パーキング・メーターの全廃が困難であるとする被告の主張に法的根拠がない旨主張する（原告ら準備書面(3)第2の4(1)ア・5及び6頁）。

原告らもいうように、本件工事を含む本件通りの整備工事においては、既存のパーキング・メーターの除却及び新たなパーキング・メーターの設置工事が必要とされ、被告らの主張はこのことを前提とするものであるが、以下に述べるように、かかるパーキング・メーターの除却及び新設につき、原告らが摘示するような法的な不備は存しない。

(7) 上記①の主張について

本件工事に先立ち、千代田区が、パーキング・メーターの設置及び管理の権限を有する東京都公安委員会の窓口である警視庁との間で継続的に協議を行い、本件通りの駐車ます（パーキング・メーター）の形状及び設置数に係る千代田区の計画につき、警視庁の了承を得たことは、既に述べたとおりである（第1事件答弁書第6の4(2)及び13・12及び16頁）。

そして、上記駐車ます（パーキング・メーター）に関する事項を含めた本件通りの道路線形の変更については、最終的

に、令和3年3月2日付けで、千代田区長から警視庁に対し、本件通りを所管する神田警察署及び万世橋警察署を通じて、書面による意見聴取が行われ（乙60の1及び乙60の2）、これに対し、同月24日付けで警視庁から神田警察署及び万世橋警察署に（乙61の1及び乙61の2）、同年4月2日付けで神田警察署から千代田区長に（乙62の1）、同月13日付けで万世橋警察署から千代田区長に（乙62の2）、それぞれ、千代田区の計画内容に特段支障がない旨回答がなされている。

すなわち、本件通りの整備工事に伴うパーキング・メーターの除却・新設等については、その権限を有する東京都公安委員会が了承したものである。

(イ) 上記②の主張について

原告らの摘示する道路交通法110条の2第3項の規定による意見聴取は、時間制限駐車区間（道路交通法49条1項）を指定する道路標識により交通規制を行う場合に必要とされるものである。

しかし、本件通りは、本件工事（及びこれに伴うパーキング・メーターの除却等の工事）を実施する以前から、時間制限駐車区間に指定され、交通規制が行われていたのであり

（本件通りには従前からパーキング・メーターが設置され、駐車管理が行われていた（道路交通法49条1項参照）ことから明らかである。）、これらの工事によって、本件通りの従前の時間制限駐車区間の指定に変動が生じるものではない。

それゆえ、本件工事（及びこれに伴うパーキング・メータ

一の除却等の工事)に当たり、別途、道路交通法110条の2第3項の規定による意見聴取が必要となるものではない。

(ウ) 上記③の主張について

東京都公安委員会は、本件工事区間のパーキング・メーターの除却工事に当たり、令和3年3月5日付けで、千代田区長に対し、本件工事区間の道路占用に係る協議の申出をし

(道路法35条。乙63)、これを受け、千代田区長は、令和3年3月5日付けで、乙64のとおり回答した。

ただし、本件工事区間のパーキング・メーターの新設工事は、本件工事の終了後に施工されることが予定されているものである。それゆえ、本件工事自体が未了である現状においては、未だ、パーキング・メーターを新設することに伴う道路占用に係る協議(道路法35条)は実施されていない。

(エ) 以上のとおり、本件通りのパーキング・メーターの除却及び新設につき、原告らが摘示するような法的な不備は存しないため、原告らの主張には理由がない。

ウ このほか、原告らは、パーキング・メーターの全廃が困難であるとする被告の主張が具体的な根拠を欠いているなどとして釈明を求めているが(原告ら準備書面(3)第2の4・6及び7頁)、千代田区においてパーキング・メーターの全廃が困難であるとされた根拠、及び本件協議会での議論を経て、既存のパーキング・メーターにつきその利用実態に即して整備するという方向性が定まった経緯等については、証拠を引用の上、既に具体的に述べたとおりである(第1事件答弁書第6の4(2)、11、12(1)、13及び16(2)・12、15ないし17頁)。

そのため、原告らの求釈明については、上記の従前の主張を

もって、その回答に代える。

- (3) 10か年にわたって議論し、共通理解が図られているとの答弁について

原告らは、印出井部長による「大方、全会一致と言っていいほどの共通理解を得られている」（甲B6・14頁）との答弁が、一般人を基準とすれば、近隣住民の合意がないにもかかわらず、合意されていると誤解させるような内容である旨縷々主張する（原告ら準備書面(3)第2の4(2)・9ないし11頁）。

しかし、上記答弁にいう「全会一致」とは、あくまで本件協議会において、本件工事の方向性について特段異論が出ず、合意形成されたことを述べたものであることは、被告ら準備書面(1)第3の2(3)エ（18頁）で既に述べたとおりであり、また、そのように解すべき根拠についても、同オ（18頁）で具体的に述べたとおりである。

なお、原告らは、千代田区議会議員が印出井部長の答弁をどのように認識していたかについて、被告らが具体的に主張をしていない旨論難するが、この点についても、被告ら準備書面(1)第3の2(3)オ（18頁）において既に主張済みである。

すなわち、本件定例会では、本件工事契約締結に係る議案の企画総務委員会での審査経過等が嶋崎議員によって報告されているところ、その中で、本件通りの「整備の方針は沿道の住民や事業者には様々な意見があるが、協議会ではほぼ全会一致で合意形成がなされている」（下線は引用者による）ことが明確に説明されており（甲A3・1枚目）、印出井部長の答弁の趣旨は、千代田区議会議員に対し正確に伝えられているものである。

以上からすれば、印出井部長の答弁につき、一般人を基準とし

ても、原告らのこのような誤解が生じることはおよそ考えられない以上、原告らの主張には理由がない。

(4) 対立にならないような形で進めていきたい旨の答弁について

原告らは、千代田区が地域住民との間で協議の場を設けたのは令和4年4月9日の1度のみであり、また、その日も、同区によって議論が途中で打ち切られたことを前提に、本件委員会における、「対立にならないような形で進めていきたい」（甲B6・18頁）、「対話の下で道路整備、公園整備、まちづくりを進めていくように努めてまいりたい」（甲B6・22頁）といった印出井部長の答弁が虚偽又は不正確である旨縷々主張する（原告ら準備書面(3)第2の4(3)・11ないし13頁）。

しかし、原告らのいう「協議の場」の意義が不分明ではあるものの、本件議決の後、千代田区が、複数回にわたり、本件工事に係る住民説明会や意見交換会を開催していることは既に述べたとおりであり（被告ら準備書面(1)第3の2(4)イ・19及び20頁、被告ら準備書面(2)第2の1(3)ア・9及び10頁）、また、原告らのこのような議論を途中で打ち切ったという事実がないことも既に述べたとおりである（被告ら準備書面(1)第3の2(4)ウ・20頁、被告ら準備書面(2)第2の1(3)ア・10頁）。

原告らの主張は、千代田区が地域住民との対話の機会を設けた回数につき、事実と反して矮小化している点でその前提を欠くものといわざるを得ず、その他、印出井部長の答弁を虚偽又は不正確と評価すべき事由がないことは既に述べたとおりであるから

（被告ら準備書面(1)第3の2(4)イ・19及び20頁、被告ら準備書面(2)第2の1(3)ア・9及び10頁）、原告らの主張には理由がない。

なお、上記のとおり、千代田区は、伐採反対派との対立解消に努めた上で本件街路樹伐採に着手しているのであるから、原告らの主張のうち、本件工事を「強行し」たとの点、及び「刑事事件にもなるようなトラブルを誘発する形で進め」たとの点（原告ら準備書面(3)第2の4(3)イ・13頁）は、いずれも否認ないし争うものである。

(5) 小括

以上のとおり、千代田区職員の答弁に虚偽又は不正確な内容があったとする原告らの主張には理由がなく、それゆえ、本件議決が無効であるとする原告らの主張にも理由がない。

3 本件工事を一事中止すべきとの主張（原告準備書面(3)・13ないし15頁）について

(1) 第2事件の訴えが住民訴訟の対象とならないこと

本件工事が、本件通りの道路行政上の管理を目的として実施されるものであって、本件通りの財産的価値に着目し、その維持、保全、実現を図ることを目的とするものではないことは既に述べたとおりである（第2事件答弁書第1の2(3)・3頁）。

そして、住民訴訟制度が、地方公共団体の財務会計の適正を担保することを目的とする制度であることからすれば、住民訴訟の対象たる財務会計行為とは、専ら財務的処理、すなわち、一定の財産の財産的価値に着目し、その維持、保全、実現を図ることを目的とする行為をいうと解すべきあり（富山地裁平成8年10月16日判決・判タ950号163頁、及びその控訴審である名古屋高裁平成11年2月24日判決・判タ1087号174頁参照）、本件工事及び同工事の一時中止に係る措置（本件約款19条）がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、被告課長が本件工事につき一時中止する旨の通知を行わないという不作為は、財務会計行為には当たらず、第2事件の訴えは、住民訴訟の対象とはなりえない行為を対象とするものであり不適法である。

この点を措くとしても、原告らは、第2事件の訴えが適法な住民監査請求を経ていない不適法な訴えであるとする被告らの主張（令和5年4月28日付け被告課長答弁書第1の2(2)・2ないし4頁）に対し、何ら有意な反論をしていない。

したがって、いずれにせよ、第2事件の訴えは、不適法な訴えとして却下を免れない。

(2) 一時中止する旨の通知をしないことが違法であるとの主張について

原告らは、千代田区と地域住民との間で工事説明会を開催する旨の合意が成立していたとして、それを無視した本件工事を行おうとしたこと、仮に上記合意が成立していなかったとしても、住民と対話する努力を全く行わずに本件工事を行おうとしたことが、区と住民とのトラブルの原因であり、その責任は区にあるとする。

しかしながら、千代田区と地域住民との間で原告らが摘示するような合意が成立していないことは既に述べたとおりであり（被告ら準備書面(2)第2の1(3)イ・10及び11頁）、また、本件工事の着手に至るまでに、千代田区が地域住民との対話の機会を設けるよう努めたことも既に述べたとおりであるから（被告準備書面(1)第3の2(4)イ・19及び20頁、被告ら準備書面(2)第2の1(3)ア・9及び10頁）、上記トラブルにつき区側に何らかの責任があるとの非難は的外れである。

したがって、原告らの主張には理由がない。

第2 原告ら準備書面(4)に対する反論

1 「第1の2」(原告ら準備書面(4)・2頁)に対する反論

平成25年最判の事案と本件の事案とで、その法的構図に何ら異なるところはなく、同判決の射程は当然に本件にも及ぶと解するのが相当であることは、上記第1の1(3)・4頁のとおりである。

2 「第2の2」(原告ら準備書面(4)・3ないし5頁)に対する反論

(1) 平成25年3月8日開催の千代田区議会企画総務委員会での質疑及び答弁が、本件規則の経過規定の有無についてなされたものではなく、また、上記委員会において、千代田区職員(環境まちづくり部都市基盤整備担当部長)が「東京都の基準に合わせ」たとするのは、あくまで本件施行規則11条1項及び27条1項の表現(具体的には「原則として」という文言の有無)についてのみであることは既に述べたとおりである(被告準備書面(1)第3の4(4)エ・27ないし29頁)。

そして、このことは、上記委員会において、千代田区職員(同上)が、「東京都のほうで原則という今回条文をつくっておりますので、それに合わせた形で同じ書き方をさせていただいた」旨、及び「先ほどのご質問である原則という部分については、「都と23区の一つの書き方ということで、統一」(下線はいずれも引用者による)している旨を述べ(甲B20・5頁)、本件施行規則の規定のうち、「東京都の基準に合わせ」た箇所を分かるようにして説明していることから、明らかというべきである。

(2) 原告らは、上記委員会における千代田区職員の答弁をもって、「柔軟に対応できることを説明している」などと主張する(原告ら準備書面(4)第1の2・3頁)が、上記委員会の会議録(甲B2

0) を見ても、かような説明を行っているとは解される箇所は見当たらず、これを原告らのように解釈することは困難というほかない。

したがって、原告らの主張は独自の見解といわざるを得ず、失当である。

- (3) このほか、原告らは、千代田区が特定道路の歩道の有効幅員につき柔軟な対応をしないことが何故違法となるのかが不明であるという被告らの主張に対し、「原告らが問題としているのは・・・」(原告ら準備書面(4)第1の2・4頁)として縷々主張するが、その内容を見ても、結局、千代田区の判断が何故「著しく妥当性を欠く」というのか全くもって判然としない。

なお、原告らは、上記主張において、「バリアフリー法の趣旨や精神」について言及しているが(原告ら準備書面(4)第1の2・4頁)、千代田区の判断が、移動等円滑化法の趣旨や同法の趣旨を具体化した円滑化ガイドラインの記載に合致するものであることは既に述べたとおりである(第1事件答弁書第7の3(2)ア・26頁、被告準備書面(1)第3の4(4)ウ・26及び27頁)。

- 3 「第3の2」(原告ら準備書面(4)・5及び6頁)に対する反論

I期区間のイチョウと本件街路樹との間に、景観としての連続性が認められないこと(被告準備書面(1)第3の3(5)・22及び23頁)、本件工事に伴って本件街路樹を伐採したとしても、改訂後の賑わいガイドラインには抵触しないこと(被告ら準備書面(2)第2の4(2)・15頁)、緑陰の問題はヨウコウザクラに移植したとしても対応可能であること(第1事件答弁書第7の3(3)エ・29頁)は既に述べたとおりである。

- 4 「第4の2」(原告ら準備書面(4)・7及び8頁)に対する反論

- (1) パーキング・メーターの全廃が困難であることについては、上記第1の2(2)ウ・10頁で述べたとおりである。
- (2) 原告らは、最新の交通量の調査結果を参照しなければ、その予測の前提が誤っていることになる旨主張するが（原告ら準備書面(4)第4の2(2)・7頁）、パーキング・メーターの全廃が困難であるとの千代田区の判断を前提として、本件通りの駐車ます（パーキング・メーター）の形状や設置数につき警視庁から了承が得られたのは令和2年2月27日のことである（第1事件答弁書第6の13・16頁。）。

原告らが問題視する平成30年12月の調査（乙25）は、そのわずか1年ほど前に実施されたものであって、「かなり古い」（原告ら準備書面(2)第2の2(3)・16頁）ものとはいえ、また、その後実施された本件アンケート（回答の最終受領日は令和2年1月30日・甲A12参照）において、大型車両の長時間の路上駐車につき「迷惑している」との回答が半数近くを占めたことからすれば、本件通りにおいて路上駐車が問題となる状況は、平成30年12月当時から特段変わっていないことが容易に推知されるものである。

したがって、千代田区の上記判断は、本件通りの最新の状況を踏まえてなされたものであることは明らかであるから、原告らの非難は当たらない。

なお付言すれば、千代田区が、原告らのような「通行量調査」なる調査を毎年行っているという事実はない。

原告らが令和5年3月6日に作成したというGoogle Mapの写真画像（甲C34）からも、本件通りに複数台のトラックが路上駐車されている様子がうかがわれ、同通りの路上駐車の状

況が、現在においても、当時と大きく変わるところはないことが推認されるところである。

5 「第5」(原告ら準備書面(4)・8ないし13頁)に対する反論

- (1) 原告らは、千代田区と訴外大林との間で本件工事契約が締結されるまで、本件協議会の議事録が区のウェブページ上に公開されることがなかった、本件工事に関し広報紙等の紙媒体による周知がなされなかったなど、千代田区による本件工事に関する情報提供が不十分であった旨縷々主張する。

しかし、繰り返し述べているとおり、地方公共団体による住民への情報提供の手法は様々あるところ、原告らは、かような情報提供の一側面を捉えて論難するに過ぎない。千代田区による情報提供及び住民らの意見集約の手續に不足はなかった事実、原告らにおいても容易に情報収集することが可能であった事実、並びに須貝課長による賑わいガイドラインの改訂に関する答弁に不足がなかったことについては既に述べたとおりであり(被告ら準備書面(2)第3の5・21ないし23頁。なお、須貝課長の答弁については、併せて、第1事件答弁書第6の17(1)・18頁、及び当該答弁の際に供された資料である乙30の2・2枚目参照。)、所論は、これらの「事実」を否定するに足りるものではない。

- (2) なお、原告らは、本件工事に関する情報を掲載した以降の千代田区のウェブページへのアクセス数の解析を求めている(原告ら準備書面(4)第5の1(2)ウ・10頁)。しかし、千代田区がウェブページ上で本件工事に関する情報を公開していたという事実は、同ウェブページへのアクセス数の多寡によって左右されるものではない以上、上記求釈明に回答する必要はないものとする。

6 「第6の2」(原告ら準備書面(4)・14ないし24頁)に対する反

論

- (1) 原告らは、本件アンケートの設問に不備がある旨縷々主張するが、同アンケートの設問の記載が回答者を不当に誘導するものとはいえず、また、設問の内容に不適切なところがないことは既に述べたとおりである（第1事件答弁書第7の3(6)ウ・32頁）。
- (2) また、原告らは、「設問8」の「自由意見欄」の回答内容を分析した結果や、千代田区が実施した第46回世論調査の結果を根拠として、本件アンケートの結果は、本件街路樹の伐採を反対する住民の割合を反映していない旨主張するようである。

しかし、原告らがその根拠として述べる内容は、いずれも客観性に乏しく、有意なものではない。

まず、上記「自由意見欄」の分析は、あくまでその回答内容を原告らが独自に分類の上、集計した結果を基に行われているものに過ぎない。例えば、原告らは、「今ある街路樹または街路樹その物を否定する」意見が33件のみであるとするが、同じく集計を行った木村正明千代田区議会議員（以下「木村議員」という。）によれば、「もう道路が狭くなるから要らないとか、あるいは臭いのでほかの雑種にしてくれという、そういったはっきりしたご意見の方が大体60件」（下線は引用者による）もあったとのことである（甲C44・14枚目）。また、原告らの分類では、例えば「少しでも自然があった方がいいから」（甲C43「問8-10」）、
「自然があった方が良くから。」（甲C43「問8-11」）といったような、「街路樹その物」を肯定する意見（今ある本件街路樹の評価はさておき、街路樹一般を肯定する意見）をどのように集計しているのかが定かではない。仮に、かような意見を、「今ある街路樹を評価し、保護を願うもの」に分類しているのだとすれば、

それは恣意的な集計といわざるを得ない。

次に、原告らは、第46回世論調査において、「道路の街路樹」を守り育てるべきとの意見が63%を占めた以上、本件街路樹の伐採に反対する意見もその割合に準ずるはずである旨主張するようである。

しかし、本件工事によって街路樹が消滅するわけではなく、本件工事区間の空間適性や樹木自体の維持管理性を踏まえたときに、同区間の街路樹としてより適合的であるヨウコウザクラに更新されるのである。

かような更新が必ずしも「道路の街路樹」を守り育てることと相反するとは解されず、逆に、上記63%を占める意見がすなわち本件街路樹の更新を反対する意見であると解すべき客観的理由もない以上、原告らの主張は根拠のない主張というべきである。

以上のとおり、原告らの主張はいずれも客観的根拠に欠けるものであり到底認められるものではない。

- (3) この点を措くとしても、繰り返し述べるとおり、本件工事は、あくまで本件工事区間における歩道の拡幅と自転車走行空間の新設等を目的とする工事であり、本件街路樹の伐採を直接の目的とするものではない。

そして、本件アンケート結果から、歩道の拡幅等を目的とする本件工事の実施を望む区民が多数を占めることは明らかとなった一方で、パーキング・メーターを全廃できない本件工事区間において、歩道の拡幅等を行うためには本件街路樹を伐採する必要がある中で、千代田区が本件街路樹を更新する旨判断したことは、何ら不合理ではない（被告準備書面(2)第3の6・24及び25頁）。

なお、被告らの主張は、あくまで本件工事の本質を述べているものであり、原告らがいうような「工事賛成」か「工事反対」の二項対立の構図を宣伝しているわけでも、本件街路樹の伐採を反対する住民を非難しているわけでもない。

- (4) このほか、原告らは、本件アンケートの結果を考慮して本件街路樹の更新を判断したとする被告らの主張が、須貝課長の答弁内容と矛盾する旨論難する。

証拠が引用されていないため正確な反論が困難であるが、原告ら準備書面(4) (23頁) に引用されている須貝課長の答弁内容を見ても、何故、被告の主張と「矛盾する」のか不明である。

須貝課長は、本件アンケートの結果、本件工事の実施を望む区民が多数を占め、同工事の方向性を変える必要がないことが判明したため、「計画としてはこれ（本件アンケートの結果のことである。）によって変わったということではございません。」（括弧書きは引用者による。）と述べているに過ぎず、また、本件アンケートによって本件工事の実施を望む区民が多数を占めることが明らかになった状況下においては、同工事の実施に当たり本件街路樹を伐採することが避けられない以上、「道路管理者としての区としての（本件工事を実施する旨の）判断が変わるものではないと認識してございます。」（括弧書きは引用者による。）と答弁しているに過ぎない。

以上のとおり、須貝課長の答弁は、被告らの主張する内容、すなわち、本件工事の方向性が本件アンケートの結果を踏まえて判断されたものであることを当然の前提としているのであるから、原告らの非難は、上記答弁内容を曲解するものである。

- (5) 以上のとおり、原告らの主張はいずれも理由がない。

7 「第7」(原告ら準備書面(4)・25ないし28頁)に対する反論

- (1) 千代田区による本件工事に関する情報提供が不十分とはいえないこと、及びこれに対する原告らの反論は、様々ある情報提供の手法の一側面のみを強調するものに過ぎず失当であることは上記5のとおりである。

なお、原告らは、大串議員の答弁を引用の上、本件通りの沿道住民が本件工事のことを「知るべき手段が全くなかった」旨を主張するようであるが、「手段が全くなかった」などという事実がないことは既に述べたとおりである(第1事件答弁書第7の3(8)ア・35及び36頁、被告ら準備書面(2)第3の5(2)・22頁)。

- (2) また、令和3年9月15日に決裁された賑わいガイドラインの改訂に当たり、事前に、意見公募手続や住民説明会を実施する必要があったとは解されないこと及びその理由も、既に述べたとおりである(第1事件答弁書第7の(7)3エ・34及び35頁)。

この点、原告らは、被告らが、上記のような事前手続の要否を、改訂内容の量的な多寡によって判断している旨論難する(原告ら準備書面(4)第7の2(2)・27頁)。

しかし、被告らが上記のような事前手続を不要としたのは、I期区間工事において「白山通りのプラタナス」及び「共立女子前のイチョウ」(甲B2・10頁、甲B3・10頁)が保存されたことで、賑わいガイドラインで掲げられた既存の街路樹の活用の趣旨は十分達成されたといえるのであり、そのような状況下においては、同ガイドラインの記載のうち「など」(甲B2・10頁)の文言を削除することが、同ガイドラインの本質部分を変更するものとは解されないことを理由とするものである。

すなわち、被告らは、上記改訂を量的な問題として捉えている

わけではなく、その改訂が、賑わいガイドラインの本質部分の変更を伴うか否かを論じている以上、原告らの上記非難は、被告らの主張内容を正解しないものであり失当である。

(3) したがって、原告らの主張はいずれも理由がない。

8 「第8」(原告ら準備書面(4)・28ないし30頁)に対する反論

(1) 原告らは、本件委員会(令和3年9月21日開催の千代田区議会企画総務委員会・甲A2)では、本件工事契約締結の可否が審議されている以上、同委員会でなされた「10か年以上にわたって議論してきた」旨の印出井部長の答弁は、一般人からすれば、本件工事に関する議論が10年間行われてきたと受け取られる発言である旨主張する(原告ら準備書面(4)第8の1(2)・28及び29頁)。

本件意見書で掲げられている判断基準(本件意見書「4」・7及び8頁。甲C40の1)の内容の適否はさておき、原告らの摘示する印出井部長の答弁(甲A2・6頁)は、大坂隆洋千代田区議会議員(以下「**大坂議員**」という。)からの「そもそものこの神田警察通りの機能更新に関して・・・確認させていただきたい」(下線は引用者による。)との質問に対してなされたものである。

かかる質問と、これに対する「神田警察通りという、一ツ橋から神田駅周辺まで神田エリアを東西に大きく縦断するこの通り、・・・検討に当たりましては、・・・10か年にわたって議論をしてきたところでございます。」との印出井部長の答弁を見れば、これらのやり取りが、神田警察通り全体に関してなされたものであり、本件工事に特化してなされたものでないことは、一般人からしても明らかというべきである。

原告らの主張は、各議員と千代田区職員とのやり取り全体の内

容を無視した牽強附会の論というべきである。

このほか、印出井部長の「10年以上にわたって議論してきた」旨の答弁が虚偽又は不正確と評価すべき理由がないことは既に述べたとおりである（被告ら準備書面(1)第3の2(3)イ・17頁）。

- (2) また、原告らは、千代田区職員が藤井教授の意見を歪曲して伝達した旨繰り返すが、千代田区職員が藤井教授の「真意をゆがめて不正確な情報を企画総務委員会に伝達した」との評価は当たらないことは既に述べたとおりである（第1事件答弁書第7の4(3)イ・40頁、被告ら準備書面(2)第3の8(3)・27頁）。

なお付言すれば、令和3年4月26日に開催された千代田区議会企画総務委員会（なお、原告らが問題視する甲A21が資料として配付されたのは令和2年12月25日開催の企画総務委員会である。）において、大坂議員は、千代田区職員が意見聴取を実施した専門家の間でも、本件通りの街路樹更新の是非につき、「相反する意見も出ている」ことを前提に質問を行っている（甲C44・6枚目）。

そうすると、本件通りの街路樹の更新につき専門家の間でも意見が分かれていることは、千代田区議会議員において正しく理解されていたというべきであるから、やはり、原告らのいうような「不正確な情報を企画総務委員会に伝達した」との評価は当たらないというべきである。

- (3) したがって、原告らの主張には理由がない。

9 「第9」（原告ら準備書面(4)・30ないし32頁）に対する反論

- (1) 本件工事契約に基づいて本件街路樹を伐採することは、千代田区と訴外大林の真意であり、同契約に係る意思表示に虚偽がない

ことは既に述べたとおりである（被告ら準備書面(2)第3の9・28頁）。

- (2) また、原告らは、本件工事契約に添付された「質問回答書」の記載を前提に、本件街路樹の伐採に納得できない原告らの一部の者が、自発的に、本件工事の現場において同工事に反対する意思を表明する行動をとるなどし、同工事が停滞している実情があるとして、千代田区及び訴外大林に認識の齟齬がある旨主張する。

しかし、原告らの摘示する「質問回答書」の記載は、訴外大林からの質問に対し、千代田区が「区のHPにて撤去する旨を公表している」、「区のHPにて事業の説明を公表しておりますので、周知済みであると認識しております」（下線はいずれも引用者による）など、区のウェブページ上で本件工事を周知した旨を回答しているものに過ぎない。

それゆえ、原告らのいうように、仮に「質問回答書」が本件工事契約と一体となり、同契約に係る意思表示の内容を構成するものと解したとしても、その内容は、あくまで、千代田区が区のウェブページ上で本件工事につき周知をした（少なくとも千代田区はそのように認識している。）という事実の範囲にとどまるものであり、そして、区のウェブページ上で本件工事につき周知をした（少なくとも千代田区はそのように認識している）こと自体は何ら事実を反するものではない以上、千代田区及び訴外大林に認識の齟齬はないというべきである。

したがって、原告らの摘示する事情によっては、錯誤（民法95条）が問題となる余地はない。

- (3) したがって、原告らの主張には理由がない。

以上